

新型コロナウイルス感染症防止対策チェックリスト

※該当する項目にチェックしてください。該当する項目がないときは、「その他」に取り組み内容を記入してください。

【全事業者が確認ください】

●感染症予防対策に関する取組

■発熱者等の施設への入場防止

- ☐ 従業員の出勤停止（従業員の検温のための体温計の購入など）
- ☐ 不要不急の来訪自粛要請（体調不良時の自粛要請などを求めるHP立ち上げなど）
- ☐ その他（ ）

■3つの「密」の防止に関する取組

- ☐ 密集する会議の中止（テレビ会議の実施のための設備購入など）
- ☐ 営業内容の変更（デリバリー開始のための車両購入やランチ営業など）
- ☐ 店舗・事務所内における間隔確保（座席を1つ以上開けて案内、座席・机の一部撤去など）
- ☐ 換気の実施（定期的な窓の開け閉めや換気設備の設置など）
- ☐ その他（ ）

■飛沫感染、接触感染の防止に関する取組

- ☐ 従業員への取組（マスクや消毒液などの購入、消毒作業）
- ☐ 来客等への取組（入店時等に使用する消毒液の購入など）
- ☐ その他（ ）

■移動時における感染の防止に関する取組

- ☐ 出張の中止（電話会議やビデオ会議のための設備購入など）
- ☐ ラッシュ対策（時差出勤、自家用車・自転車・徒歩等による出勤の推進など）
- ☐ その他（ ）

■その他の取組

- ☐ []

【県の要請に伴い休業等した事業者（申請要領P.25参照）の方は該当する項目にチェックしてください。】

- ☐ 4月22日～5月6日まで休業に協力
- ☐ 5月9日～5月31日（※）まで休業に協力
- ☐ 【居酒屋等】4月22日～5月6日まで19時以降の酒類の提供を控えることに協力
- ☐ 【居酒屋等】5月9日～5月31日（※）まで19時以降の酒類の提供を控えることに協力

※新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業等の要請が令和2年5月30日までのいずれかの日で終了する場合、令和2年5月9日から当該終了日までとする。